

平成27年度 第1回総合教育会議次第

日 時 平成27年5月12日(火)
午前10時から
場 所 小杉庁舎401会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 総合教育会議の運営について〈資料1〉

(2) 教育行政の大綱の策定について

(3) 平成27年度 教育の重点（学力向上）について〈資料2〉

(4) 児童生徒のサポート体制について〈資料3〉

4 閉会

射水市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、射水市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議は、市長が招集し、その議長となる。

2 市長は、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知するものとする。

（会議の公開）

第3条 会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合においては、会議を非公開とすることができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認める場合
- (2) 施策及び制度の立案等において、意思決定の前に当該情報を公開することが不適當な場合
- (3) その他公益上必要があると認める場合

（議事録）

第4条 議事録は、公表するものとし、次に掲げる事項を記載する。ただし、前条ただし書の規定により会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

- (1) 会議の場所及び出席者の氏名
- (2) 協議又は調整に係る事項
- (3) その他市長が必要と認めた事項

（傍聴）

第5条 会議の傍聴については、射水市教育委員会傍聴人規則（平成17年射水市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）の規定を準用する。この場合において、規則の規定中「教育長」とあるのは「市長」と、規則第3条中「5人」とあるのは「10人」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市長政策室政策推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

《 参 考 》 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するとき、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

○射水市教育委員会傍聴人規則

平成17年11月1日
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入し、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の行為の制限)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第7項ただし書の規定による議決があったとき、又は教育長が傍聴を禁じたとき、若しくは退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

平成27年度 主な学力向上対策事業

資料2

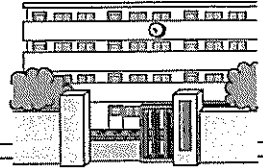
区分	No.	取組名	内容(※)	No.	県事業による取組	内容
学力向上	1	中学生土曜塾	期間中の土曜日、夏休み学習をサポートする機会を提供する。教員OBと大学生が「サポーター」となり、参加者の学習を支援する。 期間：8月～翌2月 時間：3時間 会場：市内2中学校(新湊・射水) 講師：教員OB 2名 大学生2名×2会場	1	学力向上市町村教育委員会プラン研究委託事業	小中連携等の観点から、学力向上を目的に取り組み研究を行う。
	2	中学生夏休み補習教室	夏期休業中に各中学校で補習教室を実施する。大学生等が講師となり、参加者の学習を支援する。 回数：5回(夏期休業中) 時間：3時間 会場：各中学校 講師：大学生2名×6校	3	小学校専科教員配置事業	教員志望の大学生による授業補助
	3	イングリッシュキャンプ	小学校5年生から中学生を対象とし、英語によるコミュニケーションで過ごす宿泊学習(1泊2日)を実施する。 場所：二上少年自然の家 指導者：ALTなど	5	理科観察実験支援事業	理科等の学習内容の高度化に対応するため専科教員を配置
	4	デジタル教科書導入事業	各小学校の全学年に国語、算数のデジタル教科書を導入する。	6	小学校英語教育モデル事業	英語の教科化等に備えて英語の専科教員の配置を拡充し、指導方法を研究
	5	学力向上研修会(大学教授等)	中央講師による研修	7	キャリアステージ等に応じた研修の実施	学校内における職務や経験等に配慮した研修や今日的な課題に対応した研修の実施
	6	若手教職員研修会(富山大学教授等)	研修会、講座を5回程度行う。	8	授業の達人活用事業	指導に優れた教員を達人として任命し、研修会などで授業を公開して他の教員が参考とする。
	7	学力向上委員会委員先進地視察(学校訪問)	大学等と連携した教職員研修講座の実施 旅費(小・中学校教員各2名) 福井市内学校想定	9	授業力向上推進リーダー育成事業	学力向上の推進役となる中堅教員の育成
	8	マイスター教員任命事業	各学校1名、研究主任や教科主任等をマイスター教員に任命し、学校全体の授業改善と若手教員の指導力向上を図るもの。研究助成費(書籍代)	10	教師の学び支援事業	若手教員向けの研修の実施、教員の自主研修を支援
	9	標準学力検査	小学校5年 国語、算数、理科 中学校2年 国語、数学、理科	11	(再掲) 学力向上市町村教育委員会プラン研究委託事業	小中連携等の観点から、学力向上を目的に取り組み研究を行う。
	10	生活習慣や学習習慣の形成を啓発する家庭教育リーフレット	A3両面印刷 中学校生徒に配布	12	とやま親学び推進事業	親学び講座や企業との連携講座、普及啓発活動の実施
	11	家庭教育ノートカバー「進んで学ぶ射水っ子」の作成	小学校において、家庭教育の意欲を高める	13	「朝から元氣とやまっ子」食育、健康教育推進事業	早起きなどの望ましい生活習慣を身に付けさせ、心身の健康の保持を推進を図る

豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成

射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会

中学校区児童生徒健全育成協議会
射水市民生委員児童委員協議会
青少年育成射水市民会議
射水保護司会

射水市教育相談員
射水市スクールソーシャルワーカー
射水警察署
高岡児童相談所



豊かな心の育成

射水市生徒指導協議会

小学校・中学校・高等学校
生徒指導主事
カウンセリング指導員

いじめ・不登校を生まない
地域、学校風土の醸成
中学校区児童生徒健全育成協議会

校区地域振興会 校区小中PTA
民生委員 児童委員 保護司
スクールカウンセラー 市SSW

小中連携・地域連携

課題のある児童生徒の
早期発見・早期対応
《各小中学校》

生活調査の実施課題の把握
面接週間による教育相談活動
学級診断尺度（Q-U）調査の活用

緊急支援

生徒指導支援チーム（仮称）

《新規》
授業の成立が困難な学級や生徒指導上の緊急な課題への対応・支援
（ケース会議への参加、助言）

市教育センター指導主事
市適応指導教室教育指導員
市教育相談員 市SSW など



市適応指導教室

射水市教育センター

各小中学校

悩みや課題をもつ児童生徒の早期発見・早期対応

小中合同研修会

確かな学力の定着

射水市学力向上委員会

小学校長会・中学校長会
小中教頭会・教務主任会
市生徒指導協議会

中学校「土曜塾」事業《新規》
※教員OB・大学生による自主学習支援
夏休み補充学習事業《新規》
※市内全中学校で各5日間実施
イングリッシュキャンプ事業《新規》
※ALTと英会話中心の宿泊体験学習
チームティーチング指導員・
学習サポーター配置事業《継続》

学力向上市町村教育委員会プラン事業
（研究委託校）小杉南中・歌の森小
中太閤山小・金山小

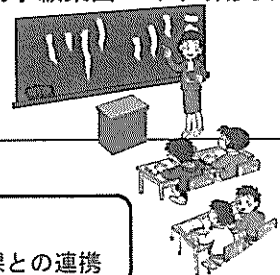
教師の授業力・資質向上

授業の達人活用事業
授業力向上推進リーダー育成事業
※授業公開と校内研修の充実

市マイスター教員認定事業
《拡大》

※市内小中で11名の教員を認定
※授業公開や研修会等での助言
射水ラーニング 《新規》
「授業のスタンダード（仮称）」の作成

市新採教員研修会
市小中若手教員研修会
Q-U活用学級集団づくり研修会



巡回型指導支援体制の整備 《拡大》

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する巡回型指導支援・関係課との連携

各教育関係機関

県総合教育センター
西部教育事務所 他

《 参 考 》

◆いじめ・問題行動等の件数について

1 いじめ認知件数の推移 (件)

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	36	45	35
中学校	29	28	17
合 計	65	73	52

2 不登校件数の推移

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	28	32	42
中学校	54	89	53
合 計	82	121	95

3 暴力行為の発生件数の推移

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	4	7	4
中学校	9	7	3
合 計	13	14	7

※「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より
平成26年度は速報値

◆生徒指導における支援について

区分	支 援	27年度
県	スクールカウンセラー	8校
	教育事務所管理カウンセラー	5校
	いじめ対策カウンセラー	1校
	子どもと親の相談員	1校
	スクールソーシャルワーカー	3名
	巡回スクールソーシャルワーカー	2名
	いじめ対策ソーシャルワーカー	1名
市	スクールカウンセラー	1名
	スクールソーシャルワーカー	7名
	学習サポーター	33名

※スクールカウンセラー (SC) : いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなどの心のケアを行うため、学校に配置される臨床心理に関する知識・経験を持つ専門家 (臨床心理士等)

※スクールソーシャルワーカー (SSW) : カウンセラーが相談者の心のケアを中心に行うのに対し、家庭環境や友人関係等の面から問題を分析し、家庭や行政、福祉関係施設などの外部機関と連携しながら解決につなげる活動を行う専門家